

伊勢原市職員の旅費に関する条例等の改正要旨

■第1条 伊勢原市職員の旅費に関する条例の一部改正

条項	項目	現行	改正案
第2条第1項 第3号	用語の定義（出張）	・ 在勤庁を離れて旅行する	・ 在勤庁又は旅行命令権者等が認める場合は、職員の自宅を離れて旅行する
第2条第1項 第6号	用語の定義（家族）	・ 職員の収入によって生計を維持しているもの	・ 職員と生計を一にするもの
第2条第1項 第8号	旅行役務提供者の定義	・ 規定なし	・ 旅行業法に規定する旅行業者又は規則で定めるもので、市と旅行役務提供契約を締結したもの
第3条第7項	旅行役務提供者への旅費の支払い	・ 規定なし	・ 職員が旅行役務提供者を利用した場合は、職員に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対して旅費に相当する額を支払うことができる
第8条第1項 (現行：第1 2条第1項)	旅費の請求手続き	・ 請求書の形式 紙のみ	・ 請求書の形式 紙、電磁的記録 ・ 請求書を提出できる者として、旅行役務提供者を追加

■第1条 伊勢原市職員の旅費に関する条例の一部改正

条項	項目	現行	改正案
第8条第4項、 第5項、第6項	旅費の請求手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・概算払をした職員が規定の期間内に過払金を返納しなかった場合は、今後支払う旅費等から過払金を差し引く ・請求書等を電磁的記録で作成している場合は、電磁的方法で提出できる ・支払担当者等が使用する電子計算機のファイルに格納されたときに提出されたものとみなす
第9条 (現行：第13条)	鉄道賃	<ul style="list-style-type: none"> ・特急料金について距離制限 <p>〈急行料金の利用条件〉 特別急行列車・・・片道100km以上 普通急行列車・・・片道50km以上</p> <p>〈座席指定料金の利用条件〉 特別急行列車又は普通急行列車 ・・・片道100km以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特急料金の距離制限を廃止 ・運賃等級が区分されている場合は、最下級の運賃の額とする

■第 1 条 伊勢原市職員の旅費に関する条例の一部改正

条項	項目	現行	改正案
第 1 0 条 (現行：第 1 4 条)	船賃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃区分が 3 等級の場合は、中級の運賃 ・ 運賃区分が 2 等級の場合は、最下級の運賃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃等級が区分されている場合は、最下級の運賃の額
第 1 1 条 (現行：1 5 条)	航空賃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に支払った旅客運賃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃等級が区分されている場合は最下級の運賃の額
第 1 2 条 (現行：1 6 条)	その他の交通費 (現行：車賃)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス、タクシー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス、タクシー、レンタカーの賃料等
第 1 3 条 (現行：1 7 条)	宿泊費 (現行：宿泊料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一夜当たりの定額 12,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限付き実費 ・ 都道府県ごとに上限額を設定額は国家公務員の一般職と同額 (規則で規定) <p style="text-align: right;">例 東京都等 19,000円 福島県等 8,000円</p>
第 1 4 条	包括宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動と宿泊が一体となったパック旅行を支給可とする (交通費及び宿泊費基準額が上限)

■第 1 条 伊勢原市職員の旅費に関する条例の一部改正

条項	項目	現行	改正案
第 1 5 条	宿泊手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊に伴う諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）として定額支給（額は規則で規定） 2,400円（朝食、夕食なし） 1,600円（朝食、夕食どちらか） 800円（朝食、夕食込み）
なし（現行：18条）	食事料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料の実費が定額に満たない場合で、食費が含まれていない場合に限り、宿泊料定額と実費との差額の範囲内 一夜につき 1,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止
第 1 6 条（現行：19条）	転居費 （現行：移転料）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧の在勤地間の距離に応じ定額支給 ・ 距離により 8 区分（50Km未 満：72,000円～2,000Km以上： 219,000円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧の居住地間の移転に係る費用を実費支給
第 1 7 条（現行：20条）	着後滞在費 （現行：着後手当）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 夜分を定額支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 夜分を上限として、現に宿泊した夜数分の宿泊費と宿泊手当を支給

■第 1 条 伊勢原市職員の旅費に関する条例の一部改正

条項	項目	現行	改正案
第 1 8 条 (現行：第 2 1 条)	家族移転費 (現行：扶養親族移転料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族の年齢に従い支給 ・ 1 2 歳以上は、職員の移転料等の 3 分の 2 の額 ・ 1 2 歳未満 6 歳以上は、職員の移転料等の 2 分の 1 の額 ・ 6 歳未満は、職員の移転料等の 3 分の 1 の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族 1 人ごとに、職員が移転するものとして算定した額を支給
第 1 9 条 (現行：2 5 条～3 3 条)	外国旅行の旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道賃、船賃、航空賃、支度料等を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の規定の例により、その都度市長が定める
第 2 5 条	旅費の返納	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合、当該旅費を返納させなければならない ・ 返納しない場合は、その後に支給する旅費、給与から返納額に相当する金額を差し引くことができる

■第 2 条 伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部改正

条項	項目	現行	改正案
第 4 条	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料 1 夜あたり 13,500円 ・ 食事料 1 夜あたり 2,000円 ・ その他は職員の例による <p>（職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料 12,000円 ・ 食事料 1,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の例により算定した額 <p>（</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊費 上限付き実費 例 東京都等 19,000円 福島県等 8,000円 食事料 廃止 宿泊手当 2,400円を上限 定額支給 <p>）</p>

■第 3 条 伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

条項	項目	現行	改正案
第 4 条	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料 1 夜あたり 13,500円 ・ 食事料 1 夜あたり 2,000円 ・ その他は職員の例による <p>（職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料 12,000円 ・ 食事料 1,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の例により算定した額 <p>（</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊費 上限付き実費 例 東京都等 19,000円 福島県等 8,000円 食事料 廃止 宿泊手当 2,400円を上限 定額支給 <p>）</p>

■第 4 条 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

条項	項目	現行	改正案
第 3 条	実費弁償の額及び支給方法	・特別職員の例により算定した額	・職員の例により算定した額

■附則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢原市職員の旅費に関する条例、伊勢原市特別職員の給与に関する条例、伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。